

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023 年 5 月

米国最新法律情報 No.88

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.8

米国輸出管理規制アップデート～EAR 違反の開示に関する政策方針の公表～

弁護士 塚本 宏達

弁護士 近藤 亮作

弁護士 伊佐次 亮介

はじめに

2023 年 4 月 18 日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）のマシュー・アクセルロッド次官補は、輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）違反に関する自発的な自己開示及び他者に関する開示についての政策方針を明確化するための覚書¹（Clarifying Our Policy Regarding Voluntary Self-Disclosures and Disclosures Concerning Others、以下「本覚書」といいます。）を公表しました。本覚書は、EAR 違反に対する効果的な法執行を行うためには産業界及び学界による協力が必要であるとした上で、（1）自己の潜在的な EAR 違反に関する自主的な開示（voluntary self-disclosures、以下「VSD」といいます。）と（2）他者による潜在的な EAR 違反に関する開示についての政策方針を公表するものです。BIS はこれまでも EAR 違反に対する法執行に関する覚書を公表しており、2022 年 6 月 30 日付で公表した“Administrative Enforcement Memo”²等を通じて EAR 違反に対する法執行を強化する方針を明確に打ち出しています。本覚書もこのような BIS による EAR 違反に対する法執行の強化の一環として位置付けることができます。

本覚書のポイント

本覚書は、EAR 違反に対する法執行のコア・ミッションが米国の機微な技術及び製品を悪質な利用（malign purposes）から保護することにあるとした上で、急速に成長・拡大する技術がこれまでの社会やビジネスを破壊する潜在的な可能性を秘めており、このような技術の保護は国家安全保障の核心であるとしています。その上で、産業界及び学界がともに EAR 違反を関知し、予防し、緩和するための適切かつ強固なコンプライアンス体制を構築する必要があり、そのようなコンプライアンス体制には、以下に述べるような 2 種類の情報開示のプロセスが含まれるとしています。

¹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/3262-vsd-policy-memo-04-18-2023/file>

² <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/3062-administrative-enforcement-memo/file>

1. 自己の潜在的な EAR 違反に関する自主的な開示

2022 年 6 月、BIS は VSD に関するデュアルトラックの手続きを導入しました。自主的に EAR 違反が疑われる情報を開示・申告した場合において、BIS は当該違反が軽微な場合は申請から 60 日以内に警告状(warning letter)又はノーアクションレター (no-action letter) を当該開示・申告を行った当事者に対して提出して事案を解決する一方、申告された違反がより深刻な場合は調査員と弁護士を任命し、最も深刻と思われる事案については、司法省の弁護士を任命し対応することとしています。このように BIS は申告された違反の程度に応じた対応を取ることとしています。本覚書は、国家安全保障に対して潜在的に脅威となり得る重大 (significant) な違反に関する VSD の申告数を増加させることを主眼に置くものです。

従前 BIS は、「BIS 問題解決ガイドライン」³ (以下「本ガイドライン」といいます。) において、適時、包括的、かつ全面的な協力を行う VSD に対しては、適用される民事罰の大幅な軽減を認め、悪質なケースでない場合には民事罰が全面的に猶予される場合がある等として、VSD を行った当事者に対して潜在的な罰則を大幅に免除する取り扱いを認めてきました。例えば、2023 年 4 月 6 日付で公表されたマイクロソフトの和解事案⁴においては、マイクロソフトによる EAR 違反並びに対キューバ、イラン、シリア及びロシアを含む制裁への違反に関して、マイクロソフトがいずれの違反についても自主的に開示を行い、BIS 及び財務省外国資産管理局への捜査に協力したほか、積極的に改善措置を講じたとして罰則が軽減されています。

これに対し、本覚書は、当事者が輸出管理プログラム等を通じて重大な EAR 違反の可能性を発見したにもかかわらず VSD を提出せず、輸出管理法法令執行課 (Office of Export Enforcement、以下「OEE」といいます。) が当該違反を後に発見した場合には、当事者が VSD を行わなかったという事実が BIS による審査における加重要因 (aggravating factor) とみなされることを明確にしました。すなわち、EAR 違反の可能性を認識した当事者は、VSD を通じて大幅に減刑されることで大きな利益を得る可能性がある一方で、重大な違反の可能性があるにもかかわらずあえて VSD を行わなかった場合は、大幅に増刑されるリスクがあります。そのため、本覚書は、産業界及び学術界に対して、重大な EAR 違反の可能性を認識したにもかかわらず VSD を行わないという決定を行う場合、上記リスクを踏まえて慎重に検討する必要があるとの注意喚起を行っています。

2. 他者による潜在的な EAR 違反に関する開示

本覚書は、EAR の遵守を通じた米国の機微な技術の保護には官民がともに協力することが必要であるため、第三者による EAR 違反を認識した場合には積極的に BIS に対して通報を行うよう呼びかけるとともに、そのような積極的な通報を行うためのインセンティブが存在することを明らかにしています。

まず、EAR を遵守している企業が収益減を被り、EAR を遵守していない企業が収益をあげるという不公平な状況は作るべきでないとして、秘匿性が確保された通報フォーム⁵を活用するよう呼びかけ、通報があった場合は BIS が積極的に調査を行い必要に応じて適切な対応を取ることとしています。

また、そのような通報を行うインセンティブとして、本ガイドラインが BIS による審査の際に考慮すべき 3 つの軽減要素 (Mitigating Factors) を規定していますが、そのうちの 1 つの要素として「OEE に対する特別な協力」 (Exceptional Cooperation with OEE) という事項が含まれているため、通報・開示を行った当事者に対しては自身が将来 EAR 違反を犯した場合における具体的なメリットがあるとしています。すなわち、過去 BIS に対して情報提供を通じて特別な協力を行った実績がある場合、自身が将来 EAR 違反を犯した場合に、当該過去の協力実績が審査における軽減要素として勘案されることとなります。なお、例え過去の協力実績が自身の EAR 違反と無関係な行為に対するものであったとしても、審査の際の軽減要素として考慮されることも明示されています。

³ <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-766/appendix-Supplement%20No.%201%20to%20Part%20766>

⁴ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3259-2023-04-06-bis-press-release-bis-ofac-microsoft-settlement/file>

⁵ <https://www.bis.doc.gov/index.php/component/rsform/form/14>

更に、本覚書は、潜在的な EAR 違反の可能性だけでなく、潜在的な制裁違反の可能性についても通報を行うインセンティブがある点を指摘しています。EAR 違反が問題となるケースでは同時に制裁違反が問題となるケースが多く、米国の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）又は司法省に対して他者の潜在的な制裁違反の可能性について通報を行い、当該通報がその後の法執行につながった場合は、相当の金銭的報酬を受けられる可能性があるため、第三者の潜在的な制裁違反の可能性についても通報を行うインセンティブがあるとしています。

今後に向けて

上記のとおり、本覚書は、米国の機微な技術に関わる重大な EAR 違反を摘発するために、VSD を意図的に行わなかった当事者に対する罰則が加重される可能性があることを示しつつ、自己又は他者に関する開示を通じた EAR にかかる法執行を積極的に強化する方針を明示しています。また、2023 年 4 月 19 日付で EAR の直接製品規制に違反したとして 3 億ドルの民事制裁金が課されるなど⁶、近時 EAR 違反に対する非常に重い処分が課される事例が見受けられます。更に、本覚書を通じた EAR 違反の開示に関する政策は、半導体や最新の変革技術のみならず、EAR によって管理されるすべてのデュアルユース品目、サービス、技術等に等しく適用されることとなります。このような EAR 違反に対する法執行の機運が高まっている状況において、EAR の対象となる可能性がある日本企業においては、コンプライアンス部門のみならず会社組織全体を通じてこれまで以上の EAR の遵守体制の見直し・その遵守の徹底が求められる状況にあり、仮に EAR 違反が生じた場合には大きなビジネスリスクを抱える可能性があります。そのため、本覚書を含めた EAR に関する今後の政策方針について引き続きその最新の動向を注視する必要があります。

2023 年 5 月 31 日

⁶ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3264-2023-04-19-bis-press-release-seagate-settlement/file>

[執筆者]



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



近藤 亮作 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 カウンセル)

ryosaku_kondo@noandt.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務 (国際通商紛争処理担当)、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国際通商法 (各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか)、国際紛争処理、コンプライアンス、コーポレート業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説(90) セーフガード調査における『事情の予見されなかった発展の結果』と『重大な損害のおそれ』」(国際商事法務 (国際商事法研究所) 2022 年 12 月号)、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」(NBL (商事法務) 2022 年 9 月 15 日号 (共著))、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる 契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」(ビジネス法務 (中央経済社) 2022 年 9 月号 (共著)) など。



伊佐次 亮介 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報、国際通商・経済安全保障ニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、
<newsletter-us@noandt.com>まで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、
<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。